

ゆうせいしゅじゅつひがい いちじきん しんせい
優生手術被害一時金申請

むりょう でんわ そうだん
無料電話相談

ねん がつ にち すい じ じ
2020年11月11日(水) 10時~16時

でんわ
電話:052-223-2355

つうわりょうきん ふたん
※ただし通話料金はご負担いただくことになります。

じょうきにちじ
◎FAX・メール受付(上記日時のみ)
F A X:052-223-2355

メール yuseihigai@aiben.jp

ちょうかく げんご しょうがい でんわ むずか かた かぎ
※ 聴覚や言語に障害があって、お電話が難しい方に限り、FAX
そうだん う つ げんそく ごじつ めんだんそうだん
やメールでも相談を受け付け、原則として後日の面談相談のた
にっていちようせい
めの日程調整を行わせていただきます。

きゅうゆうせいほごほう もと ゆうせいしゅじゅつとう う もの たい いちじきん しきゅうとう
「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に
かん ほうりつ しこう ねん けいか いちじきん しんせいすう の
関する法律」が施行されて1年が経過しました。しかし、一時金の申請数は伸び
なや おお ひがい う きゅうさい とお げんじょう
悩み、多くの被害は埋もれたままで救済にほど遠い現状です。

あいちけん べんごしかい きょうせいふにんしゅじゅつひがいしや しえん いちじ
そこで、愛知県弁護士会では、強制不妊手術被害者を支援するために、一時
きんせいきゅう たいしゅう むりょうそうだんかい じっし
金請求を対象とした無料相談会を実施します。

ゆうせいほごほう のぞ ふにんしゅじゅつ じんこうにんしんちゅうぜつ う かた かぞく
優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた方や、ご家族、
ゆうじん そうだん くだ
ご友人、どなたでもご相談下さい。

しゅさい あいちけんべんごしかい
主 催:愛知県弁護士会